

保 育 所 の 概 況

令和7年4月1日現在

保育所名	北九州市立 今町保育所			施設長名	熊谷 雅美
所 在 地	〒803-0862 北九州市小倉北区今町二丁目13番9号				
電話番号	093-592-0143	FAX番号	093-592-0143	認可年月	昭和55年2月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

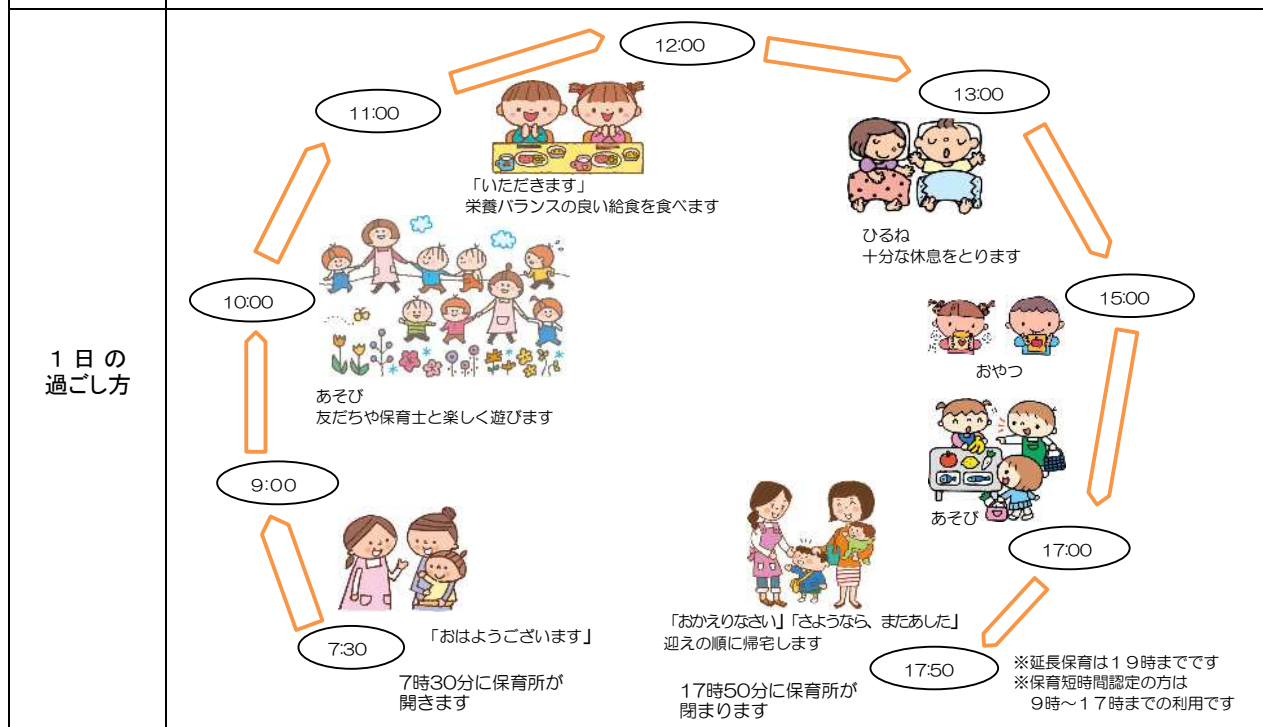
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()	2階建()	階部分
------	-------------------------	--------	-----

建物延床面積	699.28㎡
--------	---------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
2号定員				52人 (34人)			52人 (34人)
3号定員	9人 (5人)	29人 (19人)					38人 (24人)
開所時間	7:30	～	17:50 (延長19:00)	保育短時間の 受入時間帯	9:00	～	17:00
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)						

職員数	25人	内 訳 : 施設長(1人) 保育士(20人) 調理員(委託業者2人) 看護師(2人)
-----	-----	--

施設の目的 運営の方針 保育の方針	【施設の目的及び運営の方針】 保育を必要とする子どもを日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とします。 保育の提供に当たっては、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。 【保育の方針】 ・家庭との連携の下、子どもが健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護及び教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ・保育所の特性や保育士等の専門性を生かし、家庭や地域と連携しながら、子どもの育ちを支えます。
-------------------------	---



		保育所名	北九州市立 今町保育所
年間行事 予 定	4月 進級式・入所説明会 避難訓練(毎月)	10月 いままちっこフェスティバルⅠ(3.4.5歳児) 健康診断	
	5月 シルエット劇場(5歳児) 健康診断・芋の苗植え	11月 消防総合避難訓練・市民センター文化祭 ふれあい参観(0.1.2歳児)	
	6月 歯科検診(4.5歳) 保育参加週間(全クラス) おひさまのいえ日帰り保育(5歳児)	12月 いままちっこフェスティバルⅡ(3.4.5歳児) クリスマス会	
	7月 七夕	1月 卒園児記念撮影(5歳児) 保育参加週間(全クラス)	
	8月	2月 豆まき	
	9月 遠足	3月 ひなまつり お別れパーティー・卒園式・修了式	
各種保育 事業の 実施状況	【医療的ケア児の保育】 医療的ケアが必要で集団保育が可能な子どもの受け入れを行っています。 【障害児保育】 子どもたちが互いを認め育ちあうことを大切にしています。 【延長保育】 通常の保育時間を19:00まで延長して保育をしています。別途利用料が必要です。 【地域活動事業】 ○地域子どもふれあい広場の行事参加 ・紫川の清掃やしあわせ菜園での活動、どんど焼きなどで地域の自然に触れ地域の方との交流を楽しんでいます。 ○年長者との交流 ・芋の苗植え、芋ほり等を実施し地域の方との交流を楽しんでいます。 ○小中学生との交流 ・「花いっぱい運動」、今町市民センターの行事等で交流しています。		
			
利用の開始 及び終了に 関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。		
実費に係る 利 用 者 負 担 金	●3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡しします。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中で退所の場合は、日割り計算をします。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金(月額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ●帽子代金(1個 1,078円) → 児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。		
そ の 他 特記事項	【緊急時における対応方法】 ●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ●事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。		